〇〇技能者能力評価基準

能力評価基準の様式（例）

別添７

令和　　年　月　日策定

　建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成３１年国土交通省告示第４６０号）及び建設技能者の能力評価制度に関するガイドライン（平成３１年３月２９日）に基づき、〇〇技能者の能力評価基準（以下「本基準」という。）を以下のとおり定める。

１．能力評価基準の策定主体

　一般社団法人　〇〇工事業協会

２．能力評価基準を策定する目的

建設キャリアアップシステムに登録・蓄積される情報を活用して、〇〇技能者の技能について客観的な評価を行うことにより、

①評価結果を活用して、取引先や顧客に対して技能水準を対外的にＰＲすることを通じて、価格交渉力の強化を図り、技能に見合った評価や処遇を実現する

②キャリアアップに必要な経験や技能を明らかにすることで、〇〇技能者のキャリパスを明確化し、若年層の入職拡大・定着促進を図る

③〇〇技能者を雇用する専門工事企業の評価（「専門工事企業の施工能力等の見える化」）と連動させることにより、高い技能を有する〇〇技能者を育て、雇用する企業が選ばれる環境を整備し、人材育成と処遇改善の好循環を生み出す

ことを目的とする。

３．能力評価基準の対象とする職種

　本基準は、〇〇工事に従事する技能者を対象とする。

　具体的には、建設キャリアアップシステムにおける技能職種の大分類「〇〇〇」（※コード番号を記載）小分類「〇〇〇」（※コード番号を記載）とする。

　本基準に基づき能力評価を受けた技能者を、「〇〇〇」と称する。

４．能力評価の段階

能力評価はレベル１からレベル４までの４段階とし、各レベルにおける技能者像は以下のとおりとする。

レベル１：初級技能者（見習いの技能者）

　　　　　○○についての基礎知識を有するととともに、○○の安全な使用方法を身に付け、指示を受けながら作業の補佐ができる。（略）※具体的な技能者像を記載

レベル２：中堅技能者（一人前の技能者）

　　　　　作業手順に沿って、正確な〇〇ができる。（略）※具体的な技能者像を記載

レベル３：職長として現場に従事できる技能者

　　　　　他の技能者に対して〇〇を指示するなど、作業管理、品質管理、工程管理及び安全管理ができる。（略）※具体的な技能者像を記載

レベル４：高度なマネジメント能力を有する技能者（登録基幹技能者等）

　　　　　全体工程の把握・管理を行い、元請事業者や他職種との調整を行うことができる。（略）※具体的な技能者像を記載

５．各レベルの基準設定

各レベルの基準は、建設キャリアアップシステムに蓄積・登録される就業日数、保有資格、職長・班長としての就業日数を用いて設定する。

就業日数及び職長・班長としての就業日数は、建設キャリアップシステムにおける技能職能のうち大分類「〇〇〇」小分類「〇〇〇」に従事した就業日数を評価する。

また、建設技能者の能力評価制度に関するガイドラインに基づき、建設キャリアアップシステムに蓄積された215日の就業日数を１年と換算して扱うものとする。

保有資格については、建設キャリアップシステムにおいて、その保有等について確認できるものに限る。

各レベルの基準は、以下のとおりとする。

（１）レベル４の基準

【考え方】

　　就業日数については、〇〇登録基幹技能者講習の受講要件を踏まえ設定。※設定の考え方を記載

　　保有資格については、（略）※設定の考え方を記載

　　職長・班長としての就業日数については、（略）※設定の考え方を記載

【基準】

①から③までを満たしていること。

1. 就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数が2,150日（10年）以上であること。

②保有資格

ア）及びイ）までを満たしていること。

ア）以下に掲げる資格のいずれかを保有している又は表彰を受けていること。

・登録〇〇基幹技能者（講習修了証の期限が切れている場合は除く）

・優秀施工者国土交通大臣顕彰

イ）（２）の②及び（３）の②に定める資格（レベル３及びレベル２の基準となっている資格）を保有していること。

※同資格の上位資格を保有している場合には、下位資格を取得していない場合であっても、下位資格も保有しているものとして取り扱う

③職長・班長としての就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された職長としての就業日数が645日（3年）以上であること。

（２）レベル３の基準

【考え方】

　就業日数については、（略）※設定の考え方を記載

　保有資格については、（略）※設定の考え方を記載

　職長・班長としての就業日数については、（略）※設定の考え方を記載

【基準】

①から③までを満たしていること。

1. 就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数が1,505日（7年）以上であること。

②保有資格

　ア）及びイ）を満たしていること。

ア）以下に掲げる資格を保有していること。

　　・１級〇〇技能士

　　・〇〇技能講習

・〇〇作業主任者技能講習

　　イ）（３）の②に定める資格（レベル２の基準となっている資格）を保有していること。

※同資格の上位資格を保有している場合には、下位資格を取得していない場合であっても、下位資格も保有しているものとして取り扱う

　③職長・班長としての就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された職長または班長としての就業日数の合計が215日（１年）以上であること。

（３）レベル２の基準

【考え方】

　就業日数については、（略）※設定の考え方を記載

　保有資格については、（略）※設定の考え方を記載

【基準】

①及び②を満たしていること。

①就業日数

建設キャリアアップシステムに蓄積された就業日数が645日（３年）以上であること。

②保有資格

以下に掲げる資格を保有していること。

・２級〇〇技能士

・〇〇〇〇技能講習

※同資格の上位資格を保有している場合には、下位資格を取得していない場合であっても、下位資格も保有しているものとして取り扱う

（４）レベル１の基準

【基準】

　建設キャリアアップシステムに技能者登録をされ、かつ、レベル２から４までの判定を受けていない技能者とする。

　各レベルの基準の内容については、別表に一覧として示す。

６．システムに蓄積されていない経験の評価

５．の規定にかかわらず、就業日数及び職長・班長しての就業日数については、当面の間、建設キャリアアップシステムに蓄積された情報に加えて、所属事業者等による経歴証明により証明された日数も活用する。

　具体的な活用方法については、〇〇技能者能力評価実施規程に定めるところによる。

【別表】レベル１～４の基準の一覧

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 就業日数 | 保有資格 | 職長・班長としての就業日数 |
| レベル４ | 就業日数が2,150日（10年）以上であること。 | ●登録〇〇基幹技能者  ●優秀施工者国土交通大臣顕彰  ・レベル２、レベル３の基準に示す保有資格 | 職長としての就業日数が645日（3年）以上であること。 |
| レベル３ | 就業日数が1,505日（7年）以上であること。 | ・１級〇〇技能士  ・〇〇技能講習  ・〇〇作業主任者技能講習  ・レベル２の基準に示す保有資格 | 職長又は班長としての就業日数と班長としての就業日数との合計が215日（1年）以上であること。 |
| レベル２ | 就業日数が645日（3年）以上であること。 | ・２級〇〇技能士  ・〇〇技能講習 |  |
| レベル１ | 建設キャリアアップシステムに技能者登録をされ、かつ、レベル２から４までの判定を受けていない技能者 | | |

※　●印の保有資格については、いずれかの保有で可

※　レベル３の１級○○技能士を保有していれば、レベル２の２級○○技能士も保有しているものと取り扱う。